

日本共産党船橋議員団

三にゅす

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005
 県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347
 <市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>

市会議員	佐藤重雄 ☎432-9872
石川敏宏 ☎462-4548	関根和子 ☎447-0557
事務所 ☎467-2860	事務所 ☎440-7950
岩井友子 ☎438-8647	中沢学 ☎493-8140
事務所 ☎429-2160	事務所 ☎462-7273
金沢和子 ☎422-5278	渡辺ゆう子 ☎462-7273

経済力に「かなう」とは?

見えない、地域包括ケアシステムの形

いま、国は「医療・介護総合確保法」で、病床を減らし介護施設から「軽度者」を追い出すことで、「制度を維持」する、という方向に進もう

としています。

介護保険の「制度」は残っても、介護が必要な弱者をはじきだしては、無慈悲な制度でしかありません。

そして、その言い訳に「自治体でやらせる」、「地域でやらせる」からと、「在宅」へシステムを変えようとしています。

船橋市は、それを先取りする形で「地域包括ケアシステム」を構築するとして「船橋市地域包括ケアシステム推進本部」を設置しています。

このシステムが、機能するには「医療」「介護」の人手が訪問できる体制を整えること、それと「くらしでいける住まい」居住の整備が「絶対条件」です。

この条件を満たすことを、船橋市は真剣に考えているのか確かめました。

「居住」は、経済的な裏づけがなければ満たせません。

そのことを指摘したとき出てきた答弁に「経済力に『かなった』住まい方…」という言葉ができたので

みなさんは、これが何を意味するのかわかりますか?

「かなう」を、「あてはまる」と同義だとすると、「経済力のない方は、貧しい居住のしかた」で放置する、という意味になります。

これでは、このケアシステムは残酷な結果になります。

「公的な支援」で、居住を満たさなければ、経済的な弱者を「医療」からも「介護」からも「放棄」することになります。

こんな冷酷な制度にさせないために力をつくします。



▶安内閣の暴走STOP!!
6・23船橋市民怒りの提灯デモ

「開発のがれ」
を許すな

500㎡以上の
宅地開発

「開発のがれ」を許すな

船橋市では、500㎡以上の宅地開発の場合、都市計画法に定めのある「開発行為」として、事業者が公共施設の整備などの負担を求めています。主なものとしては、

- ◆ 6・5メートル以上の幅員を有する公道に6・5メートル以上の幅員で接続させる
- ◆ 雨水排水計画は周辺流域との整合性を図る
- ◆ 緑地を確保する
- ◆ 公園を整備する
- ◆ 生徒受け入れ困難学区の場合には教育委員会と協議する
- ◆ ゴミステーションを開発区域

内に確保する

などがあります。

これらの公共施設は、事業者にとっては負担ですが住民にとっては必要最低限の規準ばかりです。

「開発のがれ」による

問題が発生

しかし、事業者の中には、こうした公共施設の負担をしないために、将来的には都市計画法の開発行為に該当するような面積の宅地開発を行う予定があるのに、わざわざ500㎡未満に

区切って宅地開発を行う「開発のがれ」が行われています。こうした地域では、

◆ 6・5メートルの道路が、新たな住宅街の部分だけ4メートルになっている

◆ 住民が利用できる集会施設や公園などが、近くにはない

◆ 道路冠水がひどくなった

◆ 道路冠水がひどくなつたなどの問題が発生しています。そこで、「開発のがれ」を防止するために、将来的には開発行為に該当する面積の開発が予定されている場合などは、開発行為に該当させるなどの改善を行うよう求めました。

市は、「最終的には、建築基準法による確認の際に、道路・排水等、一定基準が確保される」と考える」との答弁にとどまり、具体的な解決策は示しませんでした。

建築基準法は、建築物にかか

わる規制であり、良好な住環境の整備を目的としています。

何の規制もなく事業者任せのまちづくりが進めば、道路は狭く、緑地もなく、排水施設も十分といった住宅街が次々に増えていくことになり。

安心してらせる「まちづくり」を促進するためにも、引き続き、取り組みます。



日本共産党船橋市議団主催

無料法律相談

7月16日(水)

労働相談も
受けています

会場：中央公民館

時間：午後1時～4時

要予約 ☎ 436-3030

弁護士が
相談を
受けます